1 社債等振替制度に係る手数料に関する規則(平成20年12月8日通知)

(下線部分変更)

	新					旧				
			5	別表						
	社債等振替制度に係る手数料表					社債等振替制度に係る手数料表				
I. ~Ⅲ. Ⅳ. 投資信 1. (瞬 2. 振替	言託受益権 各)				I. ~Ⅲ. Ⅳ. 投資信託 1. (略) 2. 振替業務	(略) 受益権				
手数料項	目 徴収対象者	内容	徴収料率		手数料項目	徴収対象者	内容	徴収料	率	
新規記録数料 (総 行残 高管 手数料)	条手 発行者 発	発行から償還発行の発理	(年換算) (年換算) (1) 10 億円以下 1 円につきの部分 万分の部分 万分の.17 (2) ~(8) (略) 上記の年換算の徴収料率を用した額に当該月の暦日の日を乗じて 365 で除した額を月とする。) きの円 適数	新規記録手数料(総発行残高管理手数料)	発行者	発行から 償還発行 高管理	銀板石 銘柄ごとの月中平 について (1) 10 億円以下 の部分 (2)~(8) (略) 上記の年換算の 用した額に当該月 を乗じて 365 で除 とする。	均総発行残高 (年換算) 1円につき 万分の 0.19円 徴収料率を適 の暦日の日数	
(略)						(略)				
口座残高理手数料		保有期間 中の振替 口座簿の 管理	機構加入者ごとの月中平均口 残高について (年換算 (1)500 億円以下 1 円につき の部分 万分 0.06 (2)~(8) (略)) E	口座残高管理手数料	機構加入者	保有期間 中の振替 口座簿の 管理	機構加入者ごとの 残高について (1)500億円以下 の部分 (2)~(8) (略)	(年換算)	

	上記の年換算の徴収料率を適用した額に当該月の暦日の日数を乗じて365で除した額を月額とする。 ただし、上記の金額が2万円に満たない場合の月額は2万円とする。		上記の年換算の徴収料率を適用した額に当該月の暦日の日数を乗じて365で除した額を月額とする。 ただし、上記の金額が2万円に満たない場合の月額は2万円とする。		
3. • 4. (略)		3. • 4. (略)			
(注) 1. ~8. (略)		(注) 1. ~8. (略)			

2 附 則

この改正規定は、令和6年1月4日から施行する。

以 上